

平成24年度最高裁判所総合評価審査委員会（第2回）議事概要

開催日及び場所	平成24年9月7日（金） 最高裁判所中会議室
委 員	委 員 長 深 尾 精 一（首都大学東京都市環境学部教授） 委員長代理 浦 江 真 人（東洋大学理工学部准教授） 委 員 伊 室 亜希子（明治学院大学法学部教授） 河 上 雅 彦（経理局営繕課首席技官） 荻 住 真（同 次席技官）
委員からの意見・ 質問及びそれに対 する回答等	別添のとおり

(別添)

1 広島高裁松江支部・松江地家簡裁庁舎新営工事の入札参加者の状況について

- (1) 入札参加者の状況について説明。全者が参加資格有りと確認された旨説明。
意見等なし。

2 広島高裁松江支部・松江地家簡裁庁舎新営建築工事の評価結果等について

評価項目（①建物内部への漏水防止対策に関する提案，②敷地周辺への配慮に関する提案）に係る競争参加資格確認業者から提出された技術提案と，技術提案に基づく施工計画等の評価結果について説明。

主な意見等は以下のとおり。

【事務局】

①建物内部への漏水防止対策について，カーテンウォール上部庇裏に目地を設ける提案とアルミの水切り金物を設置する提案があり，軽微ではあるが，意匠変更として有効とは認められない提案とするかどうか判断に迷ったものがある。

【委員】

意匠変更に当たるなど，有効と認められない場合の基準はどうなっているか。

【事務局】

目に見える大きな意匠変更や，構造計算や計画通知の変更になるものについては，有効とは認められない提案としている。

【委員】

今回の事例で，意匠変更に当たるかどうかについて，事務局としての判断はどういうものか。

【事務局】

水切り目地については単にコンクリートを凹ませることから意匠変更には当たらず，有効としたい。水切り金物を追加する提案については明らかに見えることから，意匠変更に当たると判断した。

【委員】

水切り目地については，5社から同じ提案があり，シールにかかる水が減ることから効果のある提案である。水切り金物をつけることが意匠変更に当たるかどうかの判断は微妙だが，水切り金物は取り付け方法が難しい等の点から，水切り目地をつける提案の方が優れている。水切り金物を有効とし，水切り金物を提案した会社と契約した後に協議事項として，水切り金物を水切り目地に変更することは可能か。

【事務局】

総合評価では，施工段階で技術提案の履行確認をすることになっている。具体的な施工計画は実施にあたって協議するが，提案内容と異なるもので実施することは仕組み上は難しい。

【委員】

技術提案では水切り金物を認めず、その者と契約した場合に施工段階で追加工事として水切り目地を入れることも可能ではないか。技術提案では加点せず、追加工事として費用を払う方法もある。

【委員】

水切り目地を有効とし、水切り金物は有効としないこととする。

【事務局】

ハト小屋や機械基礎の防水アゴに目地を設ける提案についても意匠変更と判断した。

【委員】

ハト小屋や機械基礎は、外部から見えにくい部分であり、意匠変更とは言い難い。あまり大きなものではないことから、目地を入れても効果が少ないのではないかな。

【事務局】

理由については、そのように修正する。

【事務局】

①について、タイル目地深さを標準案の12mmを浅くする提案があった。

【委員】

タイル目地深さについて、標準案でどのように規定しているのか。12mm以下としていけば、3mmでも標準案と同程度になる。

【事務局】

①について、同じ社からサッシについて排水対策を行う提案を部位ごとに3つの提案があった。類似する提案として合わせて有効と判断した。

【委員】

2つ以上の提案を合わせて有効とする場合、入札参加者へはどのように通知するのか。

【事務局】

採否通知に「2つの提案を合わせて有効とする」旨記載して通知している。

【事務局】

②について、標準案では既存杭を撤去し、その後基礎の地盤改良を行うこととしているが、既存杭を撤去せずに既存の杭を砕きながら地盤改良を行う工法の提案があった。

【委員】

騒音・振動に効果があるが、有効としないのは何故か。

【事務局】

標準案で想定している工法を変更する提案を取り入れるのは、総合評価の仕組み上、難しいことから、有効と認められない提案とした。

3 広島高裁松江支部・松江地家簡裁庁舎新営電気設備工事の評価結果等について

評価項目（①建物内部及び外構部における、配管・配線工事全般の品質確保に関する技術提案、②工事の進捗度に応じた適切かつ効率的な品質管理を行うための提案）に係る競争参加資格確認業者から提出された技術提案と、技術提案に基づく施工計画等の評価結果

について説明。

主な意見等は以下のとおり。

【事務局】

①について、保守性の向上に関する提案があり、品質確保ではないことから、有効ではない提案とした。

【委員】

意欲的な提案であっても、品質確保に関する提案を求めている場合に、保守性に関する提案を有効としないのはやむを得ない。

4 広島高裁松江支部・松江地家簡裁庁舎新営機械設備工事の評価結果等について

評価項目（①ダクト、配管及び天井設置機器・器具の耐震性能向上に関する提案、②総合試運転調整及び測定を適切、かつ、効率的に実施するための具体的な提案）に係る競争参加資格確認業者から提出された技術提案と、技術提案に基づく施工計画等の評価結果について説明。

主な意見等は以下のとおり。

【事務局】

①について、全熱交換器の両側に0.6mのフレキシブルダクトをつける提案があったが、標準案では片側に1mのフレキシブルダクトを取り付けることとしており、標準案の長さを下回っている為、有効と認められない提案と判断した。

【委員】

提案者は、標準案が片側で1mなので、両側に設置するので0.6mでよいと判断したことも考えられる。

【委員】

設計図に1mと記載しており、提案者の読み取りミスであり、有効ではないと判断してよいのではないかと。

【事務局】

②について、標準案より詳細な試運転調整を行う提案があり、実施内容は有効であるが、完成時の冷房時と引き渡し後の暖房時に実施する提案であり、引き渡し後に実施する部分は履行確認が出来ないことから、完成時に実施する部分のみ有効と認める判断をした。

【委員】

完成時に実施する提案内容で有効と判断出来ることから、工期内に実施する部分のみ有効としてよいのではないかと。

5 その他

(1) 広島高裁松江支部・松江地家簡裁庁舎新営工事の発注スケジュールについて説明。
意見等なし。